

令和5年度 特別支援教育推進計画

障害のある児童や、生活・学習における困難を抱える児童に対して、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力や可能性を高め、生活や学習における困難を克服するために、適切な指導や必要な支援を行う。

1. 校内委員会の目的

発達障害等特別な教育的支援を必要とする子どもの実態把握を行うとともに、理解を図り、保護者の願いをもとに、よりよい指導・支援について検討する。

2. 校内委員会の役割

(1) 発達障害等の児童の実態把握

ア 発達障害等の児童がいることに気づく。

イ 発達障害等を持つ児童の具体的な課題把握をする。

(2) 発達障害等の児童に対する指導内容・方法の検討（学級担任等に対する支援を含む）

(3) 関係機関（専門家チーム）との連携の必要性に関する判断

(4) 発達障害等に関する教職員研修の実施

(5) 関係機関との連携

3. 特別支援教育校内委員会の組織

(1) 特別支援教育委員会

○校長・教頭・教務主任・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・特別支援学級担任で構成する。

○特別支援教育コーディネーターが企画・運営する。

○特別支援学級児童，または，通常学級に在籍する軽度発達障害の児童等の個別の支援計画及び指導計画を作成し，指導について話し合うとともに，配慮を要する児童の諸課題や指導・支援のあり方について話し合う。

(2) ケース会議

○校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学級担任・養護教諭・関係教職員（必要に応じて）・特別支援教育コーディネーターで構成する。

○特別支援教育コーディネーターが企画・運営し，必要なときに随時開く。

○「行動記録表」を活用するなどして，配慮を要する児童の諸課題や指導のあり方について話し合う。

4. 特別支援教育コーディネーターの役割

(1) 学校内の関係者や関係機関との連絡・調整

○担任等からの相談の窓口

○担任等と他の教職員との関係調整や関係機関との連絡・調整

○校内委員会の開催

○発達障害等に係る校内研修会，ケース会議等の企画・推進

○支援計画作成（指導内容・方法等の検討）のリーダーシップ

○児童の状況把握及び助言

(2) 保護者に対する学校の窓口

○保護者からの相談の窓口

○保護者と担任等との関係調整